

事務連絡
平成 26 年 12 月 3 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

(一社) 全国建設業協会
業務執行理事 中村俊一
(公印省略)

外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン（案）に関する
パブリックコメントの募集について（情報提供）

いつも大変お世話になっております。建設業法施行規則等の一部を改正する省令案に関する
については、平成 26 年 9 月 1 日付けで、本会より情報提供させていただいているところ
です。

国交省では、これを踏まえて、外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイド
ライン（案）パブリックコメント（提出期限 12 月 11 日）が開始されましたので、情報提供
させていただきます。

外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン案に係る
パブリックコメントの募集について

平成 26 年 11 月 28 日
国 土 交 通 省

国土交通省では、別紙のとおり、「外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン案」の制定を検討しています。このため、広く国民の皆様から本案に対するご意見を以下の要領で募集致します。

〈意見募集要領〉

- 意見募集の対象
外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン案（別紙参照）
- 意見の送付方法
意見提出様式に記入の上、以下のいずれかの方法で送付願います。
各方法とも、「外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン案に係る意見」と明記の上、宛先は「国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室パブリックコメント担当」としてください。
 - 1 電子メールの場合
メールアドレス：shijou-pabukome@mlit.go.jp
 - 2 郵送の場合
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
 - 3 FAXの場合
FAX番号：03-5253-1555
- 意見募集の期間
平成 26 年 11 月 28 日（金）～平成 26 年 12 月 11 日（木）必着
- 注意事項
 - ※ 頂いたご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上、検討を行う際の資料とさせていただきます。ご意見に対して個別の回答は致しかねますので、あらかじめその旨ご了承ください。
 - ※ ご意見を正確に把握する必要があるため、電話によるご意見の受付は対応致しかねますので、あらかじめその旨ご承知おきください。
 - ※ 頂いたご意見の内容については、住所・電話番号・電子メールアドレスを除き公開される可能性がありますので、あらかじめその旨ご承知おきください。

【お問い合わせ先】 国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室
(03-5253-8111 (内線24855))

(意見提出様式)

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室
パブリックコメント担当 宛

外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン案に係る意見

- 1 氏名
- 2 会社名／部署名
- 3 住所
- 4 電話番号
- 5 電子メールアドレス
- 6 意見
(該当箇所)

(意 見)

外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン(案)

第1 趣旨

復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、2020年度までの緊急かつ時限的な措置として、国内での人材確保に最大限努めることを基本とした上で、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図ることが平成26年4月4日の「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置を検討する閣僚会議」においてとりまとめられた。

また、この緊急かつ時限的な措置として即戦力となる外国人建設就労者の受入れを行う外国人建設就労者受入事業の適正かつ円滑な実施を図ることを目的として、その具体的な内容を定める「外国人建設就労者受入事業に関する告示」(平成26年国土交通省告示第822号)が今般定められたところである。

この「外国人建設就労者受入事業に関する告示」においては、外国人建設就労者を雇用契約に基づく労働者として受け入れて建設特定活動に従事させる受入建設企業は、「国土交通省が別に定めるところにより、元請企業から報告を求められたときは、誠実にこれに対応するとともに、元請企業の指導に従わなければならない。」とされている(第6の4)。

本ガイドラインは、外国人建設就労者受入事業について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にすることにより、外国人建設就労者受入事業の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

第2 元請企業の役割と責任

(1) 総論

元請企業は、請け負った工事の全般について、下請企業よりも広い責任や権限を持っている。この責任・権限に基づき元請企業が発注者との間で行う請負価格、工期の決定などは、下請企業の経営の健全化にも大きな影響をもたらすものであることから、下請企業の企業体質の改善について、元請企業も相応の役割を分担することが求められる。

このような観点から、元請企業はその請け負った建設工事におけるすべての下請企業に対して、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、雇用・労働条件の改善、福祉の充実等について指導・助言その他の援助を行うことが期待される。

建設業法(昭和24年法律第100号)では、第24条の6において、元請企業の下請企業に対する指導等が規定されているところである。

また、外国人建設就労者についても、関係者を挙げて事業の適正化を進めることが必要であり、元請企業においても受入建設企業に対する指導等の取組を講じる必要がある。

本ガイドラインによる下請指導の対象となる受入建設企業は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての受入建設企業であるが、元請企業がそのすべてに対して自ら直接指導を行うことが求められるのではなく、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれ

を統括するという方法も可能である。もっとも、直接の契約関係にある下請企業に実施させたところ指導を怠った場合や、直接の契約関係にある下請企業がその規模等にかんがみて明らかに実施困難であると認められる場合には、元請企業が直接指導を行うことが必要である。

元請企業においては、支店や営業所を含めて、その役職員に対する本ガイドラインの周知徹底に努めるものとする。

(2) 再下請負通知書を活用した確認・指導等

施工体制台帳の作成及び備付けが義務付けられる建設工事において、再下請負がなされる場合には、下請負人から特定建設業者に対して再下請負通知書が提出される。規則第14条の4の規定の改正により、再下請負通知書の記載事項に外国人技能実習生又は外国人建設就労者の従事の状況に関する事項が追加されたことから、特定建設業者においては、再下請負通知書を活用して下請負人の外国人建設就労者の従事の状況を確認することが可能となった。(別紙1)

また、元請企業は、受入建設企業の管理指導員から外国人建設就労者建設現場入場届出書(別紙2)による報告があった場合、その記載内容と実際の受入状況の整合性に加え、以下の①から③の事項について確認すること(外国人建設就労者の受入れが確認されたにも関わらず、別紙2による報告がない場合は、別紙2による報告を受入建設企業の管理指導員に求めること)。あわせて、別紙2の記載内容に変更がある場合、受入建設企業から元請企業に変更の届出を行うよう指導すること。

①就労させる場所

外国人建設就労者建設現場入場届出書の「1. 建設工事に関する事項」のうち「施工場所」が適切な記載となっているかどうか。具体的には、「3. 受入建設企業・適正監理計画に関する事項」の「就労場所」の範囲内であるかどうか。

②従事させる業務の内容

外国人建設就労者建設現場入場届出書の「2. 建設現場への入場を申請する外国人建設就労者に関する事項」のうち「従事させる業務」が、適切な記載となっているかどうか。具体的には、「3. 受入建設企業・適正監理計画に関する事項」の「従事させる業務の内容」と同一であるかどうか。

③従事させる期間

外国人建設就労者建設現場入場届出書の「2. 建設現場への入場を申請する外国人建設就労者に関する事項」のうち「現場入場の期間」が、適切な記載となっているかどうか。具体的には、「3. 受入建設企業・適正監理計画に関する事項」の「従事させる期間(計画期間)」の範囲内であるかどうか。

外国人建設就労者現場入場届出書の記載内容と実際の受入状況の整合性が確認できない場合、適正監理計画に基づいた外国人建設就労者の受入れが行われるよう、受入建設企業を指導すること。

また、別紙2による報告があった後、その記載内容と実際の受入状況に関して明らかな齟齬が確認された場合は、別紙2により変更の届出を行うよう受入建設企業を指導すること。

受入建設企業が上記報告の求めに応じない場合や指導に従わないような場合には、所属する元請企業団体を通じて適正監理推進協議会への報告を行うこと。

なお、元請企業団体に所属していない元請企業は、直接適正監理推進協議会事務局への報告を行うこと。

また、規則第14条の4の規定の改正を受けた施工体制台帳については、別紙3の作成例を参考とし、施工体制を適切に把握するとともに、必要に応じて建設業法第24条の6第1項の規定に基づく指導を行うなど、適正な施工体制の確保に努めること。

なお、元請企業団体は、上記確認・指導の実施の状況及びその結果について集計し、適正監理推進協議会への報告を行うこと。

(3) 施工体制台帳の作成を要しない工事における取扱い

下請契約の総額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）で定める金額を下回ることにより施工体制台帳の作成等が義務付けられていない民間工事であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、元請企業は規則第14条の2から第14条の7までの規定に準拠した施工体制台帳の作成等が勧奨されているところである（「施工体制台帳の作成等について」（平成7年6月20日建設省経建発第147号）参照）。

建設工事の施工に係る受入建設企業の外国人建設就労者の受入状況についても、元請企業は適宜の方法によって把握し、必要な報告徴求及び指導を行うことが望ましい。

(4) 外国人建設就労者の現場入場について

元請企業は、適正な手順を踏まえて受入建設企業が雇用する外国人建設就労者について、(1)から(3)に記載の役割及び責任が新たに生じること等を理由として、その現場入場を不当に妨げてはならない。

第3 受入建設企業の役割と責任

事業の円滑な実施・運営にあたっては、外国人建設就労者を雇用する受入建設企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠である。具体的には、規則第14条の4の規定の改正を受けた再下請通知書については、別紙1の作成例を参考とし、適正な施工体制の確保に努めるとともに、外国人建設就労者を雇用し、現場に新規入場させる場合には、別紙2の作成例を参考（既存の様式等別紙2以外の様式を用いる場合であっても別紙2に記載の項目を満たすこと）として、適正監理計画の内容に基づいて現場ごとに外国人建設就労者建設現場入場届出書を作成し、管理指導員を通じて元請企業に提出するほか、別紙2の記載内容の変更がある場合には、元請企業に変更の届出を行うことが必要である。

第4 施行期日等

本ガイドラインは、平成27年4月1日から施行する。

本ガイドラインは、外国人建設就労者受入事業の開始にあたって想定される取組を中心に記載したものであり、今後、外国人建設就労者の受入状況、外国人技能実習制度の見直しの状況等を踏まえて必要があると認めるときは、ガイドラインの見直しなど所要の措置を講ずるものとする。

別紙1 再下請負通知書の作成例

平成 年 月 日

再下請負通知書

直近上位
注文者名 _____

【報告下請負業者】

元請名称 _____

住 所 _____

会 社 名 _____

代表者名 _____

《自社に関する事項》

工事名称及び 工 事 内 容			
工 期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	注文者との 契 約 日	平成 年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無 ¹	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入	加入 未加入 適用除外

現 場 代 理 人 名		雇 用 管 理 責 任 者 名	
権限及び 意見申出方法		専 門 技 術 者 名	
主任技術者	専 任 非専任	資 格 内 容	
資 格 内 容		担 当 工 事 内 容	

外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
------------------------	-----	------------------------	-----

1. 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者（以下「外国人技能実習生」という。）が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
2. 同法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの（以下「外国人建設就労者」という。）が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名		代表者名	
住所			
工事名及び 工事内容			
工期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	契約日	平成 年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無 ¹	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称 ²	健康保険 ³	厚生年金保険 ⁴	雇用保険 ⁵		

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
主任技術者	専 任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
-----------------------	-----	-----------------------	-----

1. 外国人技能実習生が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
2. 外国人建設就労者が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

別紙2 外国人建設就労者現場入場届出書の作成例

外国人建設就労者建設現場入場届出書

工事事務所長 殿

平成 年 月 日

(受入建設企業の名称)

(責任者の職・氏名)

外国人建設就労者の建設現場への入場について下記のとおり届出ます。

記

1 建設工事に関する事項

建設工事の名称	
施工場所	

2 建設現場への入場を届け出る外国人建設就労者に関する事項

※ 4名以上の入場を申請する場合、必要に応じて欄の追加や別紙とする等対応すること。

	外国人建設就労者 1	外国人建設就労者 2	外国人建設就労者 3
氏名			
生年月日			
性別			
国籍			
従事させる業務			
現場入場の期間			
在留期間満了日			

3 受入建設企業・適正監理計画に関する事項

適正監理計画認定番号	
受入建設企業の所在地	
元請企業との関係 (直近上位の企業名その他)	
責任者	役職 氏名
管理指導員	役職 氏名
就労場所	
従事させる業務の内容	
従事させる期間(計画期間)	

○添付書類

提出にあたっては下記に該当するものの写し各1部を添付すること

- 1 適正監理計画認定証
- 2 パスポート(国籍、氏名等と在留許可のある部分)
- 3 在留カード又は外国人登録証明書
- 4 受入建設企業と外国人建設就労者との間の雇用契約書及び雇用条件書(労働条件通知書)

施工体制台帳

[会社名] _____

[事業所名] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	平成 年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	平成 年 月 日

工事名称及び 工事内容			
発注者及び 住 所			
工 期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	契約日	平成 年 月 日

契約 営業所	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

現場代理人名			意見申出方法	
監理技術者名	○ 一郎		資格内容	一級土木施工管理技士
専門技術者名	契約書記載のとおり		専門技術者名	
資格内容	専 任 非専任	○○ 三郎	資格内容	
資格内容	一級土木施工管理技士		担当工事内容	

外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
------------------------	-----	------------------------	-----

1. 外国人技能実習生が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
2. 外国人建設就労者が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

[一次下請負人に関する事項]

会社名		代表者名	
住所			
工事名及び 工事内容			
工期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	契約日	平成 年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無 ¹	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称 ²	健康保険 ³	厚生年金保険 ⁴	雇用保険 ⁵

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
主任技術者	専任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
-----------------------	-----	-----------------------	-----

1. 外国人技能実習生が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
2. 外国人建設就労者が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。